

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税・森林環境税課税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清須市は、個人住民税・森林環境税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務の一部を外部事業者に委託しており、委託にあたっては、業者のセキュリティ管理体制を確認し、契約に際し秘密保持についての条項を設けることで、取扱情報の秘密保持を徹底している。

評価実施機関名

清須市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税・森林環境税課税に関する事務
②事務の概要	・個人住民税は地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(以下「個人住民税」という。)であり、その税額は、市が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。 ・個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以下「個人市民税」という。)と道府県が課すことのできる道府県民税(以下「個人県民税」という。)が存在する。 個人市民税及び個人県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。 これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。 ・なお、個人県民税については、地方税法により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と併せて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。 ・森林環境税は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年3月29日号外法律第3号)に基づき、個人住民税の均等割と併せて賦課徴収される国税である。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備 ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領 ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 ④法令等に規定された業務及び機関に対する所得情報の提供及び移転 ⑤過誤納が発生した納税義務者への還付(納税義務者より公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得、処理)
③システムの名称	個人住民税システム 宛名管理システム 団体内統合宛名システム 統合収納管理システム 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム 国税連携システム(eLtaxシステム) 電子申告等システム(eLtaxシステム) 年金特徴システム(eLtaxシステム) 申告書作成システム 確定申告支援システム マイナポータル申請管理

2. 特定個人情報ファイル名

課税対象者情報ファイル
課税資料ファイル
課税台帳情報ファイル
収納情報ファイル
滞納情報ファイル
公金受取口座情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第45号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 主務省令第2条の表48の項 主務省令第50条 【情報提供の根拠】 主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に 「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、 66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、 138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、 172、173の項) 主務省令第3条、第4条、第5条、第6条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第 41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、 第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93 条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第 134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第149条、第153条、第154条、第157 条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、 第171条、第172条、第173条、第174条、第175条 【公的給付支給等口座登録簿に関する情報提供の要求の根拠】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清須市 総務部 税務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない（入手） 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務マニュアル、フローの確立と徹底 事務従事者への啓発、教育の徹底	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務マニュアル、フローの確立と徹底 事務従事者への啓発、教育の徹底	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月28日	5評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 間下 伸一	税務課長 吉田 敬	事後	部署異動に伴うもの
平成27年4月28日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	個人住民税システム 法人住民税システム	個人住民税システム 国税連携システム eLTaxシステム 地方税電子申告支援システム 確定申告支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事前	
平成27年4月28日	2特定個人情報ファイル名	課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	課税対象者情報ファイル 課税資料ファイル 課税台帳情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル	事前	
平成30年5月21日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 吉田 敬	税務課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年1月1日	IVリスク対策		IVリスク対策を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和1年12月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) 番号法別表第二の主務省令第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第10条,第12条,第13条,第19条,第20条,第21条,第22条,第23条,第25条,第28条,第31条,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第40条,第43条,第44条,第47条,第49条,第50条,第51条,第54条,第55条,第58条,第59条	【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) 番号法別表第二の主務省令第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2,第59条の3	事後	
令和1年12月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成27年4月1日	令和1年12月1日	事後	
令和1年12月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	平成27年4月1日	令和1年12月1日	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	清須市 総務部 防災行政課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要		⑤過誤納が発生した納税義務者への還付(納税義務者より公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得、処理)	事前	
令和5年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第45号	事前	
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	法令改正による修正
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【公的給付支給等口座登録簿に関する情報提供の要求の根拠】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事前	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年12月1日	令和5年4月1日	事後	軽微な変更
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年12月1日	令和5年4月1日	事後	軽微な変更
令和7年3月21日	特記事項	—	本事務の一部を外部事業者に委託しており、委託にあたっては、業者のセキュリティ管理体制を確認し、契約に際し秘密保持についての条項を設けることで、取扱情報の秘密保持を徹底している。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う再評価の実施
令和7年3月21日	I 関連情報 3個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第45号	番号法第9条第1項、別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第45号	事後	法令改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令第20条 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) 番号法別表第二の主務省令第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2,第59条の3 【公的給付支給等口座登録簿に関する情報提供の要求の根拠】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 主務省令第2条の表48の項 主務省令第50条 【情報提供の根拠】 主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項) 主務省令第3条,第4条,第5条,第6条,第9条,第13条,第15条,第17条,第22条,第30条,第39条,第41条,第44条,第50条,第51条,第55条,第59条,第60条,第61条,第65条,第67条,第68条,第71条,第75条,第77条,第78条,第83条,第85条,第86条,第88条,第89条,第90条,第91条,第92条,第93条,第94条,第98条,第100条,第108条,第110条,第117条,第126条,第127条,第131条,第132条,第134条,第139条,第140条,第142条,第143条,第144条,第146条,第149条,第153条,第154条,第157条,第158条,第160条,第162条,第163条,第165条,第166条,第167条,第168条,第169条,第170条,第171条,第172条,第173条,第174条,第175条 【公的給付支給等口座登録簿に関する情報提供の要求の根拠】	事後	法令改正による修正
令和7年3月21日	I 関連情報 9規則第9条2項の適用 8人手を介在させる作業 11最も優先度が高いと考えられる対策		項目を追加	事後	
令和7年3月21日	I 関連情報 1特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム 国税連携システム 地方税電子申告支援システム 確定申告支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ	個人住民税システム 国税連携システム(eLtaxシステム) 電子申告等システム(eLtaxシステム) 年金特徴システム(eLtaxシステム) 地方税電子申告支援システム 確定申告支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和7年8月8日	I 関連情報 1特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	市民税課税に関する事務	個人住民税・森林環境税課税に関する事務	事後	
令和7年8月8日	I 関連情報 1特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要		・森林環境税は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年3月29日号外法律第3号)に基づき、個人住民税の均等割と併せて賦課徴収される国税である。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I 関連情報 1 特定個人情報 を取り扱う事務 ③システムの 名称	個人住民税システム 国税連携システム(eLtaxシステム) 電子申告等システム(eLtaxシステム) 年金特徴システム(eLtaxシステム) 地方税電子申告支援システム 確定申告支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	個人住民税システム 国税連携システム(eLtaxシステム) 電子申告等システム(eLtaxシステム) 年金特徴システム(eLtaxシステム) 地方税電子申告支援システム 確定申告支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー マイナポータル申請管理	事前	
令和8年2月27日	I 関連情報 1 特定個人情報 を取り扱う事務 ②事務の概要	①課税対象者情報の準備 ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告 資料の受領 ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確 認(情報提供ネットワークシステムの利用を想 定) ④清須市国民健康保険税条例に規定された業 務及び機関に対する所得情報の提供及び移転 ⑤過誤納が発生した納税義務者への還付(納 税義務者より公金受取口座での還付金受取の 意思表示がある場合は、情報提供ネットワー クシステムを介して公金受取口座情報を取得、処 理)	①課税対象者情報の準備 ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告 資料の受領 ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確 認 ④法令等に規定された業務及び機関に対する 所得情報の提供及び移転 ⑤過誤納が発生した納税義務者への還付(納 税義務者より公金受取口座での還付金受取の 意思表示がある場合は、情報提供ネットワー クシステムを介して公金受取口座情報を取得、処 理)	事後	
令和8年2月27日	I 関連情報 1 特定個人情報 を取り扱う事務 ③システムの 名称	個人住民税システム 国税連携システム(eLtaxシステム) 電子申告等システム(eLtaxシステム) 年金特徴システム(eLtaxシステム) 地方税電子申告支援システム 確定申告支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー マイナポータル申請管理	個人住民税システム 宛名管理システム 団体内統合宛名システム 統合収納管理システム 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム 国税連携システム(eLtaxシステム) 電子申告等システム(eLtaxシステム) 年金特徴システム(eLtaxシステム) 申告書作成システム 確定申告支援システム マイナポータル申請管理	事後	
令和8年2月27日	I 関連情報 1 特定個人情報 ファイル名	課税対象者情報ファイル 課税資料ファイル 課税台帳情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル	課税対象者情報ファイル 課税資料ファイル 課税台帳情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル 公金受取口座情報ファイル	事後	